

主張（平成25年4月25日）

## TPPと新自由主義

### 【はじめに】

オバマ米政権は24日、TPP（環太平洋経済連携協定）の交渉に日本を参加させる方針を米議会に通告した。日本は7月下旬にも開かれる交渉会合から参加できる見通しである。

だが、交渉を主導する米国との事前協議で合意した内容によると、自動車関税は当面維持することや、保険や投資、食品安全などの非関税障壁に取り組むなど、米国に対し日本が譲歩する形になっている。一方、米政権は議会に「日本は農業や製造業を含め、すべての項目を交渉することを確認した」と伝えており、日本から要求するはずだった重要5品目の関税維持や国民皆保険などの「聖域」の確約は取れていない。

それでも安倍首相は「日米合意は国益を守るもので、国家百年の計だ。経済的メリットに加え、安全保障上の大きな意義がある」と述べ、TPPを通じて同盟関係を更に強化しようとしている。

TPPには、WTO（世界貿易機関）のように自由で公正な貿易体制という世界が戦後目指した考え方とは違い、多くの分野で規制を取り払うアメリカ型の資本主義を広げたいという思惑が感じられる。

TPPについては、新自由主義が日本に与えた影響を検証することで、その本質が浮き彫りになると思う。また、税理士業界に与える影響も推定したい。

### 【新自由主義】

#### 1. 新自由主義とは

新自由主義（市場原理主義）とは、単純に言えば「個人の責任に基づく競争と市場原理を重視する考え」、社会保障を充実させる「大きな国家」ではなく、国家の役割を最低限度に抑える「小さな国家」を目指す立場である。

具体的には、「構造改革の名の下に、非正規労働者の激増・貧富の格差の強化」「例外なき自由化」「自己責任」「小さな政府」「民営化」、「許認可権限を削減するなど規制緩和の推進」「税金の直間比率の見直し」などが上げられる。

憲法に「生存権、国の社会的使命」（憲法第25条）を掲げている日本は新自由主義の方針を取ることはできない。なぜなら、市場原理にすべてを委ね、失敗も成功も個人の自己責任でその保障をしない、という新自由主義は、その理論上、人間に線引きをする考えにならざるをえないからだ。

新自由主義の「金持ち優遇税制」「貧富の差を広げる」考え方の根拠も、金持ちを優遇すると、その下の階層の人々にもポタポタと水滴が落ちるように利益が垂れ落ち、それによって社会全体の底上げもできる（「トリクルダウン」理論）というものだ。一部の富める者とそれ以外と分けることで、この理論がなりたっている。

案の定、生活保護者数は2001年より増加して215万人を超え、自殺者も激増して11年連続で毎年3万人（2012年は3万人を切った）を突破している。

国民は社会的格差の強化に疲弊し、「国民の生活が一番」という民主党に政権交代をすることで新自由主義を否定した。

## 2. 資格制度の業務独占の規制緩和とは

新自由主義の影響は、税理士をはじめとする士業に関連する規制緩和政策にも表れた。

平成9年12月12日、行政改革委員会は、規制緩和策の最終意見を次のように取りまとめた。

「資格士業の業務独占規定は参入規制的要素を色濃く持つものとし、結果として限られた有資格者が特権意識を持ち、特殊なムラ社会が形成されがちである、すなわち①このような市場においては、一般に競争が排除され、サービスの質が低下し、価格が高止まりしがちである。②有資格者、無資格者の選択は、国民が自己の責任において判断し、依頼すれば良いのではないか。③有資格者も無資格者も市場という共通の土俵で競争することによって、全体としてより良いサービスが、より安価に提供されるようになる。」

この意見には、参入規制の規制緩和策として資格制度による業務独占撤廃の意図が盛り込まれている。しかし、国家試験等の実施による国家資格を付与する仕組みを是認する論理と、市場経済における効率性優先の論理の整合性を見出すことはできない。

### 【TPP】

#### 1. TPPによりもたらされるもの

お互いによきものを交換しあう限り、自由貿易の拡大はそれぞれの国の利益になる。米国が入る前のTPP構想がそうだった。

米国が掲げる自由貿易は、市場のルールや規制を米国ルールに統一しようとする「覇権型」で、米国主導に移ってからのTPPは自由貿易の理念より政治外交上の国際戦略という意味合いが強くなっている。

日本は、アメリカ発新自由主義の崩壊並びに3・11をきっかけに、成長するための経済効率や市場競争原理を至上としてきた米国スタンダードと決別し、人間生存と環境を主軸にすえた「共生の社会」を目指す動きが出てきている。

TPPは、この日本が変わるべき方向と真逆である。

#### 2. 税理士業務への影響について

TPP加盟国間における越境サービス貿易において、公正で開放的な透明性のある市場を確保するための核となる要素に関わる条文案においてはそのほとんどが合意された。

一方、他国の資格・免許を相互に認め合うこと（相互承認）に関し、医師等の個別の資格・免許については、現時点では議論されていない、とされている。

しかし、TPPに参加し、公認会計士資格又は弁護士資格の相互承認がなされた場合、TPP加盟国における弁護士又は公認会計士が税理士法第3条1項3号又は4号の規定により税理士登録が可能となることが懸念される。

また、韓国の例に倣い、業務範囲等を制限された外国税理士なる新たな制度の創設を求められる可能性も考えられる。

さらに、T P Pは営業の障害になるすべての非関税障壁の撤廃の側面もあることから、アメリカの申告代理業者が、税務申告等を税理士の独占業務としている税理士制度が非関税障壁であるとして、日本政府を訴える可能性もある。

### 【おわりに】

T P Pで入ってくる可能性のある国外資格弁護士、国外資格公認会計士にどう対応するか。

この税理士界に突きつけられた緊急の課題について、「税理士の資格」はどうするかをテーマに公認会計士界と話し合いがあるとのことである。

しかし、対処の方法は一つしかないと思う。税理士とはどういう仕事を主張していくことである。

税理士の使命と弁護士、公認会計士の使命とは異なる。その使命を全うしプロフェッションとしてやっていくために、資質を問う試験が異なる。だから、税理士をするのなら税理士試験を受け合格して欲しい。

業際問題ではなく国民の財産権を守るための制度問題である、とこれまでの主張を繰り返すことで、T P P問題も対処する。

T P Pに対して政府にもこの意見を述べ、「国民のための税理士制度」に反する無謀な規制緩和を要求されるなら、T P Pに参入すべきでないと建議する。

T P P全体について考える時もこの視点、「国益」ではなく、「国民の利益」に資するかどうかである。